

藤沢市教育委員会 6 月定例会 会議録

日 時 2026年(令和 8 年) 6 月 18 日(木)

午後 5 時 00 分～ 5 時 42 分

場 所 藤沢市役所本庁舎 8 階 8-1・8-2 会議室

1 開会

2 会議録署名委員の決定

3 前回会議録の確認

4 教育長報告

- (1) 臨時代理の報告について（市議会定例会提出議案（工事請負契約の締結）に同意することについて）

5 議事

- (1) 議案第13号 藤沢市社会教育委員の委嘱について
- (2) 議案第14号 藤沢市立学校通学区域検討委員会委員の委嘱又は任命について
- (3) 議案第15号 (仮称) 藤沢市中学校給食センター整備運営事業実施方針の策定について

6 閉会

出席委員

1 番	宮 原 伸 一
2 番	飯 盛 義 徳
3 番	種 田 多化子
4 番	石 井 由 佳
5 番	井 沼 隆 史

出席事務局職員

教育部長	坪 谷 麻 貴
教育部参事	石 田 芳 輝
教育総務課主幹	高 瀬 有 希
教育総務課主幹	安 西 美知代
教育総務課課長補佐	小 田 龍太郎
学校給食課長	芳 賀 敬
学校給食課指導主事	吉 井 綾 子
学校施設課長	藤 津 浩 士
学校施設課課長補佐	秋 元 進 吾

生涯学習部長	井 出 祥 子
生涯学習部参事	谷 本 博 史
生涯学習総務課主幹	三 部 梨加子
生涯学習総務課課長補佐	滝 沢 絵 美

書 記	大久保 紀 子
-----	---------

午後 5 時00分 開会

宮原教育長 皆様、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから「藤沢市教育委員会 6月定例会」を開会いたします。

[illegible]

宮原教育長 まず、会議録署名委員を決定いたします。

本日の会議録に署名する委員は、４番の石井委員と５番の井沼委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

それでは、本日の会議録に署名する委員は、４番の石井委員、５番の井沼委員をお願いをしたいと思います。

[illegible]

宮原教育長 続きまして、前回の会議録の確認をいたします。

何かお気づきの点とかございますでしょうか。

(訂正、修正等発言：なし)

それでは、特にないようでございますので、了承することに、ご異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

それでは、了承することといたします。

$$\frac{1}{2}, \frac{1}{3}, \frac{1}{4}, \frac{1}{5}, \frac{1}{6}, \frac{1}{7}, \frac{1}{8}, \frac{1}{9}, \frac{1}{10}, \frac{1}{11}, \frac{1}{12}, \frac{1}{13}, \frac{1}{14}, \frac{1}{15}, \frac{1}{16}, \frac{1}{17}, \frac{1}{18}, \frac{1}{19}, \frac{1}{20}, \frac{1}{21}, \frac{1}{22}, \frac{1}{23}, \frac{1}{24}, \frac{1}{25}, \frac{1}{26}, \frac{1}{27}, \frac{1}{28}, \frac{1}{29}, \frac{1}{30}, \frac{1}{31}, \frac{1}{32}, \frac{1}{33}, \frac{1}{34}, \frac{1}{35}, \frac{1}{36}, \frac{1}{37}, \frac{1}{38}, \frac{1}{39}, \frac{1}{40}, \frac{1}{41}, \frac{1}{42}, \frac{1}{43}, \frac{1}{44}, \frac{1}{45}, \frac{1}{46}, \frac{1}{47}, \frac{1}{48}, \frac{1}{49}, \frac{1}{50}, \frac{1}{51}, \frac{1}{52}, \frac{1}{53}, \frac{1}{54}, \frac{1}{55}, \frac{1}{56}, \frac{1}{57}, \frac{1}{58}, \frac{1}{59}, \frac{1}{60}, \frac{1}{61}, \frac{1}{62}, \frac{1}{63}, \frac{1}{64}, \frac{1}{65}, \frac{1}{66}, \frac{1}{67}, \frac{1}{68}, \frac{1}{69}, \frac{1}{70}, \frac{1}{71}, \frac{1}{72}, \frac{1}{73}, \frac{1}{74}, \frac{1}{75}, \frac{1}{76}, \frac{1}{77}, \frac{1}{78}, \frac{1}{79}, \frac{1}{80}, \frac{1}{81}, \frac{1}{82}, \frac{1}{83}, \frac{1}{84}, \frac{1}{85}, \frac{1}{86}, \frac{1}{87}, \frac{1}{88}, \frac{1}{89}, \frac{1}{90}, \frac{1}{91}, \frac{1}{92}, \frac{1}{93}, \frac{1}{94}, \frac{1}{95}, \frac{1}{96}, \frac{1}{97}, \frac{1}{98}, \frac{1}{99}, \frac{1}{100}$$

宮原教育長 それでは、次に教育長報告を行います。

(1)「臨時代理の報告について(市議会定例会提出議案(工事請負契約の締結)に同意することについて)」報告を行います。

報告の内容については、事務局から、ご説明をいたします。

坪谷教育部長、お願いします。

坪谷教育部長 教育委員会 6 月定例会、教育長報告（１）「臨時代理の報告について（市議会定例会提出議案（工事請負契約の締結）に同意することについて）」につきまして、ご説明をいたします。（議案書参照）

議案書の1ページをごらんください。

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項 教育長は、前条各号（次条各号に規定する事項を除く。）に掲げる事項の処理について、緊急やむを得ない事情があるとき、又はあらかじめ教育委員会の指示を受けたときは、これを臨時に代理することができる。との規定により、臨時に代理したことから、同条第2項の規定によ

り、これを報告するものです。

「臨時代理書」につきましては、記載のとおりでございます。

議案書2ページにつきましては、教育長の臨時代理の規定を記載したものでございます。

議案書3ページをごらんください。

議案第12号は、「市議会定例会提出議案（工事請負契約の締結）について」、市長から意見を求められたことから、本教育委員会は、原案に同意をする旨、5月25日付で提出したものでございます。

「提案理由」につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。との規定により、市長から教育委員会に対し意見を求められたことによるものでございます。

議案書の4ページをごらんください。

右上に「議案第10号」と記載がありますのは、令和8年6月4日に市長が市議会に議案を提出した際の議案番号で、その内容は、浜見小学校校舎棟外壁等改修工事の請負契約を締結するものでございます。

「契約の相手方」、「工事の概要」、「契約金額」等につきましては、記載のとおりで、資料といたしましては、議案書6ページから11ページのとおりでございます。

議案書の12ページをごらんください。

議案第11号につきましては、高浜中学校校舎棟外壁等改修工事の請負契約でございまして、資料は、議案書14ページから19ページのとおりでございます。

市議会への「提案理由」といたしましては、各工事とも藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条 地方自治法の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。という規定に基づくものでございます。

以上で、教育長報告（1）「臨時代理の報告について」の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

宮原教育長

ただいまの報告につきまして、委員の皆様から、ご意見、ご質問がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

種田委員。

種田委員 ご説明ありがとうございます。私は、こういうことをよく存じあげないので、お尋ねしますが、今回、浜見小学校と高浜中学校の工事、ちょっとずれているかもしれませんが、同時期の校舎棟の外壁工事ですね。入札は同じ時期にあったのでしょうか。

それで、同じ会社が落札していると思いますが、入札の金額が、その会社がちょうどよかったのだとは思いますが、同じ会社が両方とも落札するのはいいことなのか、どうなのかというのがわからないので、お尋ねいたします。

宮原教育長 藤津学校施設課長。

藤津学校施設課長 今回の工事につきましては、浜見小学校と高浜中学校ということで、隣接した学校の工事になります。

このことから、入札自体は別案件として入札されたものですが、入札する事業者側からいたしますと、近接する場所ということで、例えば資材の搬入等もやりやすいというような面もあったかと思います。

そういったことから、結果といたしましては、同じ事業者による落札でございましたので、そういった近接する工事現場ということで、コストが抑えられるという効果は出てくるのかなと考えております。

種田委員 ご説明ありがとうございます。それで、入札の金額がちょっと安くなっているということなののでしょうか。

それと、もう一点、体育館については、今回、外壁工事はしないんですよね。校舎棟だけですよね。

藤津学校施設課長 はい。

種田委員 それは、体育館は大丈夫なののでしょうか。そこもお尋ねしたいと思います。

宮原教育長 秋元課長補佐。

秋元学校施設課課長補佐 体育館につきましては、かなりの年数がたっているのですが、浜見小学校、高浜中学校は空調の整備もございまして、校舎と一緒に体育館もやるとなると、今回は同じ業者ですけれども、違う業者が入ってきたりすると、その工事ヤードの設定とか、そういったところも厳しくなってきますので、今回は校舎棟だけの外壁改修という形になっております。

種田委員 ご説明ありがとうございます。それでも、まあ近いうちに体育館もやるということでしょうか。

秋元学校施設課課長補佐 学校は、市内55校ありまして、まずは校舎棟からという形です。体育館の外壁も進めてはいますけれども、校舎棟ほど数は多くないという形になっていきますので、体育館についても、順番にやっていくよ

うな形になります。ただ、ペースは、校舎棟よりも遅いペースになります。

あと、先ほどご質問いただいた入札の金額ということですが、先ほど藤津から申し上げましたとおり、2つ隣接したところをやっているということで、工事業者としては、額を少なく入れやすい状況ではあると思いますけれども、こちらでは、どこまで安くなっているかというのは把握し切れませんので、といったお答えになります。

宮原教育長 種田委員、よろしいですか。

種田委員 もう一点だけ、すみません、入札の時期がちょっとずれているのでしょうか。

秋元学校施設課課長補佐 入札の時期といたしましては、同じ時期に入札をしています。

種田委員 ご説明ありがとうございます。同じなんですね、了解いたしました。安全に工事をしていただけるよう、よろしく願いたします。

宮原教育長 種田委員、ありがとうございます。

そのほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

井沼委員、お願いします。

井沼委員 ご説明ありがとうございます。前回はそうであったと思いますが、ちょっと記憶違いでしたらすみません。調査基準価格よりか、大分低い金額で落札をされていた業者かと思えますけれども、この金額で、まず大丈夫なのかという点と、最近、資材も上がってきておりますので、この先、どうなのかなというところをお聞きしたいのですが。

藤津学校施設課長 この入札価格の適正さについてということかと思えます。この入札の金額につきましては、予定価格より少し低かったものですから、これについて、適正な工事が行われるのかという低入札調査を、入札の後にしております。その結果、適正に工事は行えるということで、こちらを契約していくという方向になっておりますので、そこは、審査はされているものでございます。

直近の物価高騰ですとか人件費高騰、こういったものにつきましては、もちろん事業者も直近の社会情勢等は把握していることから、そういったことも含めた上での入札となっているものと考えております。

井沼委員 わかりました。ありがとうございます。

宮原教育長 ありがとうございます。

それでは、よろしいですか。

(意見、質問等発言：なし)

それでは、ほかにないようでございますので、この報告については終わりということでございます。

宮原教育長

谷本生涯學習部参事。

議案書の20ページをごらんください。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

宮原教育長

種田委員、お願いします。

種田委員

20ページの3番目の方ですね、「市民事業運営団体」というのは、どのような事業をなさっている団体の方でしょうか。

宮原教育長

滝沢課長補佐。

滝沢生涯学習総務課課長補佐

以上です。

種田委員

宮原教育長

ほかの委員の皆様いかがでしょうか。

(意見、質問等発言：なし)

それでは、ほかにはないようでございますので、原案どおり決定すること、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

それでは、議案第13号「藤沢市社会教育委員の委嘱」につきましては、
原案のとおり決定とさせていただきます。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

宮原教育長 続きまして、議案第14号「藤沢市立学校通学区域検討委員会委員の委
嘱又は任命について」を上程させていただきます。

事務局から説明をお願いいたします。

石田教育部参事。

石田教育部参事 それでは、議案第14号「藤沢市立学校通学区域検討委員会委員の委嘱
又は任命について」、ご説明いたします。(議案書参照)

議案書の23ページをごらんください。

この議案を提出いたしましたのは、藤沢市立学校通学区域検討委員会
設置要綱に基づき、委員の委嘱又は任命をする必要によるものでござい
ます。

本委員会につきましては、同要綱第3条の規定により14人の委員で組
織することとし、今回、新たに6人の委員を委嘱又は任命するものでござ
います。

「氏名等」につきましては、記載のとおりです。

24ページをごらんいただきまして、委員の「任期」は、同要綱第4条
の規定により、委嘱又は任命の日から通学区域設定の日までとしており
ます。

以上で、議案第14号の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

宮原教育長 事務局の説明が終わりました。議案第14号につきまして、委員の皆様
から、ご意見、ご質問がございましたら、お願いをいたします。

いかがでしょうか。よろしいですか。

(意見、質問等発言：なし)

それでは、特にないようでございますので、原案どおり決定すること
に、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

それでは、議案第14号「藤沢市立学校通学区域検討委員会委員の委嘱
又は任命」につきましては、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

宮原教育長 続きまして、議案第15号「(仮称) 藤沢市中学校給食センター整備運営

事業実施方針の策定について」を上程いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

芳賀学校給食課長。

芳賀学校給食課長 それでは、議案第15号「(仮称) 藤沢市中学校給食センター整備運営事業実施方針の策定」につきまして、ご説明させていただきます。(議案書参照)

議案書は25ページをお開きください。中ほどの「提案理由」のところでございます。

まず、この議案を提出いたしましたのは、(仮称) 藤沢市中学校給食センター整備運営事業の実施に当たり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第5条第1項の規定により、その実施方針を定める必要があることによるものでございます。

本市の中学校給食につきましては、昨年度、あり方を検討した結果、センター方式とデリバリー方式を併用いたしまして、ランチボックス形式による全員制給食を実施することといたしております。

そのため、学校給食センターを整備することとし、その整備手法をPFI方式(BTO)といたしました。

PFI方式による事業実施につきましては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の規定に従いまして進めてまいりますけれども、そのうち、実施方針を定めるというのが今回のご提案でございます。

次に「事業の概要」について、ご説明をいたします。別冊の「実施方針(案)」をお手元にご用意ください。

この「実施方針(案)」の内容につきましては、いわゆるPFI法第5条並びに国が作成した基本方針及びガイドライン等に基づきまして、必要となる事項を定めたものでございます。

表紙をおめくりいただきまして、「目次」をごらんください。

この「実施方針(案)」につきましては、「I 事業の概要」から「VIII その他特定事業の実施に関し必要な事項」の8項目で構成しております。その中で、主な内容について、ご説明させていただきます。

1ページをごらんいただきまして、「(3) 事業の目的」でございますけれども、最後の段落で「6,000食規模の「(仮称) 藤沢市中学校給食センター」を整備し、維持管理・運営することで、より安全安心な学校給食の提供を行うことを目的としております。

次に「(4) 本事業の基本理念」のうち、アの「(ウ) 食物アレルギーに対応すること」としております。現在のデリバリー方式では、アレルギー

ギー対応はできておりませんが、センターの整備により、対応してまいります。

次に、2ページにお移りいただきまして、「(5) 事業の内容」の「ア 事業方式」でございますけれども、PFI法に基づきまして、市が所有する土地に、事業者自らが本施設の設計及び建設を行い、工事完了後に市に施設等の所有権を移転した後、維持管理・運営業務等を実施するBOT方式により実施することとしております。

また、「イ 事業期間」といたしましては、事業契約締結日から令和27年3月31日までとしております。

4ページをお開きください。中段の「ク 事業の実施スケジュール」のところでは、令和9年6月に事業契約を締結し、解体・設計及び建設の後、令和12年4月から15年間に施設の維持管理・運営を行う期間としております。

6ページをお開きください。「II 事業者の募集及び選定に関する事項」でございますが、まず、「1 募集及び選定の方法」では、既存施設の解体、本施設の設計、建設、開業準備、維持管理、運営の各業務を通じて、事業者の幅広い能力やノウハウを活かした効率的かつ効果的な事業実施が求められることから、プロポーザル方式により民間事業者を選定することとしております。

次に、「2 審査及び優先交渉権者決定の手順」では、参加資格の確認と提案、審査、評価により選定することとしております。

次に、11ページをごらんください。下段の「6 応募者の備えるべき参加資格要件」以下では、参加資格要件を定めております。

このうち、14ページをごらんください。下段の「カ 運営業務を行う者」の(ウ)では、ランチボックス形式での3,000食以上の提供実績を求めています。

15ページにお移りいただきまして、「(4) 地域経済への配慮」の2段落目では、市内企業の参画や育成、地域経済の振興に対する取組に関し、加算評価の対象とすることとしております。

次に、17ページをごらんください。「III 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項」では、「1 リスク分担の方法等」の「(2) 予想されるリスクと責任分担」において、責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約書(案)に示すものとしておりまして、19ページ以降に、「リスク分担表(案)」を記載してございます。

「実施方針の概略」は、以上でございます。

本件につきまして、ご決定いただきましたら、PFI法第5条第3項

の規定により、公表してまいるものでございます。

以上で、ご説明を終わります。よろしくお願いいたします。

宮原教育長

事務局の説明が終わりました。議案第15号につきまして、委員の皆様から、ご意見、ご質問がございましたら、お願いをいたします。

種田委員、お願いします。

種田委員

ご説明ありがとうございます。私にとっては、とても難しいご説明ですが、2点ほど、ちょっとお尋ねします。

1点目は、このような方式で、ほかの市町村でも、そういう建設、運営、管理とかやっていたら、もう既にあるのでしょうか。

それと、もう一点は、約4年後からやっとな稼働し始めて、15年間使うというところだと思いますが、中学生の生徒数の動向を考えて、やはりいろいろな変更とかがあるかなと思いますけれども、その辺は、どのようにお考えでしょうか。よろしくお願いいたします。

宮原教育長

芳賀課長

芳賀学校給食課長

ご質問ありがとうございます。まず1点目の、このような事例はあるのかというところでございますけれども、このPFI方式で、BOT方式と言いますけれども、建物を建てた後に市に所有権が移転して運営が始まっていくという手法に関しては、最近によくある事例ですが、給食センターの整備では結構メジャーな手法でございます。

このような手法がとられる理由といたしましては、給食センターの建設というのが、かなり専門的でございますので、建てた後に運営することを意識して建設をするということでございますので、従来の公共工事の発注ですと、設計をするところ、それから建物を建てるところ、運営をするところを分けて発注するというのが従来の手法ですけれども、それを分けてしまうと、運営を、こういうふうに運営したいということが建物の建設に反映できないというのがございますので、そういったことを解消するために、こういった手法が広くとられているというふうに認識をしております。

2点目の、4年後ということでございますけれども、昨年度の「給食のあり方の検討」の中では、生徒数の推計というのを意識した検討をしております。藤沢は、生徒数の減少局面に入っているところでございますけれども、ただ、減少のカーブとしては、比較的緩やかな状況にございまして、4年後、必要となる食数につきましては、1万1,000食というのを見込んでおります。

それで、全員制を目指してというところでございますので、現在やっているデリバリーを残しつつ、センターで6,000食を確保いたしまして、

デリバリーで5,000食、センターで6,000食、合わせて1万1,000食を確保していきたいというのが、今回の事業の趣旨でございます。

以上でございます。

種田委員 ご説明ありがとうございます。理解できました。今後の推移を見ながら、また、頑張っていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

宮原教育長 種田委員、ありがとうございます。

そのほかの委員の皆さんはいかがでしょう。

石井委員、お願いします。

石井委員 ご説明ありがとうございました。私は、20ページの「アレルギー対応リスク」のところで、ちょっとお伺いさせていただけたらと思うのですが、68番の、アレルギーなどに関する食材の配食ミスとか、そういったものに関しては、リスク分担としては、一応市のほうが負うことになっていますが、さっきおっしゃっていましたが1万食以上もの食事を配食するのに、事業者さんは、その責任は負わなくても大丈夫なのでしょうかという疑問が一つあります。

それと、これはお願いという感じになってしまいますけれども、同じようなものがお子様たちに配られるので、ぜひ間違がないように気をつけていただければと思います。

あと、ちょっと違うものが配食されることによって、何か予期しないいじめにつながらないようにご配慮いただけるといいなと思いました。

よろしくお願いいたします。

芳賀学校給食課長 ご質問ありがとうございます。まず、1点目の、「アレルギー対応リスク」のところでございますけれども、今ご指摘いただいた68番と、それから、次の69番のところで、リスクの分担をしているという認識でございます。69番を見ていただきますと、調理段階での禁忌物質のアレルゲンの混入によるところにつきましては、事業者の分担する部分になっておりますので、調理に入った後、調理工程のうちで起きたものに関しましては事業者ということで、それ以外の、事業者に情報を渡す部分ですとか、あるいは食材を調達する部分ですとか、調理以外の部分に関しては市のほうで負うということで、ここに関しては、当然ミスのないように徹底してまいりたいと考えております。

それから、2点目の配食の部分ですとか、あといじめの部分でございますけれども、先行事例等を見させていただいておりまして、中学校に関しましては、栄養士、栄養教諭が学校に常駐していないということもございますので、やはり担任の先生の理解とかというのがキーになって

くるという認識でおります。

特に、直近で全員制を始められた、同じくランチボックスで始めている横浜市さんが隣にありますので、先日、そこへ視察にも行かせていただいて、いろいろお話も聞いてきておりますので、立ち上げまでの間にしっかりと準備をして、特に研修ですね、マニュアルをつくって研修をするというところが、かなり鍵になってくると思いますので、そこに関しては、徹底してやっていきたいと考えております。

以上でございます。

石井委員 よろしく願いいたします。

宮原教育長 そのほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

井沼委員、お願いします。

井沼委員 ご説明ありがとうございました。1ページの(4)のアの「(ウ) 食物アレルギーのある生徒に……」というところですが、小学校でも、この「アレルギー対応」というのはなされているかと思えますけれども、同じようなアレルギー対応を、中学校の学校給食でもできるのでしょうか。その一点をお聞かせください。お願いいたします。

宮原教育長 吉井学校給食課指導主事。

吉井学校給食課指導主事 中学校のアレルギー対応に関しましては、現時点では品目数を4品目のみという形で絞って対応予定でおります。進めながら、今後どうしていくか、また検討はしていきたいと考えております。

小学校については、各学校で「除去食」という形で学校ごとに対応はしている現状です。

井沼委員 やはり小学校から中学校に上がるに当たり、食物アレルギーに対して不安を持つご家庭とかがあると思いますので、できるだけ小学校と同じような形でアレルギー対応をしていただけると助かると思います。検討していただきたいと思います。

これは、意見です。

宮原教育長 ありがとうございます。

飯盛委員、お願いします。

飯盛委員 ご説明ありがとうございました。全体として異論ございません。

15ページの「地域経済への配慮」、ここは大変大事なポイントだと思ひまして、長い事業ですので、これを実施することによって、市内の企業とか、また、その雇用などに貢献するというのは大切なポイントだと思ひます。

さらに、ここに書いてありますのは、必要な資機材・消耗品などを市内企業から調達するとか、そういったことについて、審査基準の加点評

というのは、シビックプライドの醸成とか食育とかにつながっていくのではないかと考えました。

3 ページに、事業者が行う業務と市が行う業務を仕分けさせていただいておりますけれども、(オ) の C のところで、「献立作成」については市で行いますので、この中で、食材に関しては、この日は市内産を使うということを現在でもやっておりまして、例えば「ふじさわランチ」と言いまして藤沢産の食材を使ったりとか、あるいはちょっと藤沢産では難しいので、神奈川県産にまで少し広げて地元のものを使うということで「かながわランチ」という日を設定したりですとか、そういったことをやっておりますので、それに関しては継続してやっていきたいと考えております。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、議案第15号「(仮称) 藤沢市中学校給食センター整備運営事業実施方針の策定について」は、原案のとおり決定とさせていただきます。

井沼委員、お願いします。

井沼委員

5月29日金曜日に、「関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会及び研修会（新潟大会）」に参加してまいりましたので、ご報告いたします。

会場は、新潟県上越市にある「上越文化会館」で行われました。

内容といたしましては、前半部分が「総会」で、議案として出されました「令和7年度事業報告及び会計決算」、「令和8年度事業計画（案）及び会計予算（案）」、「会長・副会長及び監事の選出、理事の選出」について、全て可決されましたことを報告いたします。

また、後半は「研修会」で、まず、行政説明といたしまして、文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程企画室長の栗山和大氏から『次期学習指導要領に向けた検討について』と題して説明がありました。

この説明は、非常にわかりやすく、こういうことが次期指導要領として行われるということがよくわかり、ためになったと思います。このことを、ほかの委員並びに事務局に伝えていって共有していきたいと思っています。

次に、上越市教育委員会 上越市立歴史博物館館長花岡公貴氏による『越後の都」と徳川の城』と題した記念講演が行われました。

報告は、以上になります。

宮原教育長

井沼委員、ありがとうございます。

ただいまの報告に、ご質問等、何かございますか。

種田委員、お願いします。

種田委員

井沼委員、遠いところをどうもお疲れさまでした。ご報告もありがとうございます。

以上です。

宮原教育長

ありがとうございます。

[illegible]

宮原教育長

それでは、次回の会議の期日を決めたいと思います。

次回でございますが、7月16日、木曜日、午後3時から、傍聴者の定員につきましては20名、場所は、ここですね、本庁舎8階 8-1・8-2 会議室において開催ということで、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

それでは、確認で繰り返しますが、次回の定例会は、7月16日の木曜日、午後3時から、傍聴者の定員は20名、場所は、ここ本庁舎8階 8-1・8-2会議室において開催予定とさせていただきます。

それでは、以上で、本日の審議日程は全て終了でございます。

皆様、ありがとうございました。

一同

ありがとうございました。

午後 5 時42分 閉会